

事務所通信

今月のことば

バッド・インフォメーション
(自社に都合の悪い情報)こそ
経営の宝

樋口廣太郎
(元アサヒビル会長)

会 計	中世ヨーロッパで、なぜ複式簿記は普及したのか?	2
税 務	その支払いは「外注費」で大丈夫?	4
労 務	労働保険の年度更新をお忘れなく	6
コ ラ ム	猫ブームが到来!	8

表紙 いたどりがわ
板取川のあじさい(岐阜県関市)

板取川に沿った街道はあじさいロードと呼ばれ、6月下旬には
約10万本のあじさいが咲く。

6

平成28年



中世ヨーロッパで、なぜ複式簿記は普及したのか？

現代簿記の基礎である複式簿記は、中世のイタリアで発明され、数学者ルカ・パチオリの著書『スンマ（算術、幾何、比及び比例全書）』（1494年）によってその仕組みが紹介され、たちまちヨーロッパの商人や学者の間に広く普及しました。

基本は財産目録と3冊の帳簿

イタリアの豪商のもとで家庭教師をしていたパチオリは、主人が毎日、帳簿を付けることに興味を持ち、見よう見まねで複式簿記の仕組みを学び、それを著書『スンマ』（Summa）において紹介しました。

その仕組みは、まず「財産目録」を作り、



パチオリが解説した複式簿記の仕組み

●財産目録

所有するすべての財産を、貨幣、宝石、銀など流動性の高い物から順に記録。最終的には個人の所有物や不動産を記録する（流動・固定の配列の考え方がある）。

●日記帳

すべての取引について、何を、いつ、どこで、などの詳細を漏らさず記録する（記帳の網羅性）。

●仕訳帳

財産目録の項目を記入し、日記帳に記録された取引の詳細を、一つずつ整然と、借方と貸方のいずれにも記入する（借方・貸方の存在。複式と称される所以）。

●元帳

借方と貸方に区切られた頁に、仕訳帳の取引を一つ記入するごとに、元帳の2か所（借方と貸方）に記帳する。最後に元帳残高を試算表に移して、借方と貸方の合計が一致するか確かめる。

次に「日記帳」「仕訳帳」「元帳」の3冊の帳簿に、理路整然とした仕組みによって、すべての取引内容を記帳するというものでした。

このような複式簿記の基本は、コンピュータ入力によって記帳することが増えた今日も、変わることはありません。

神の前に正当な利益を明らかにする

14～16世紀の頃は、商業で利益を上げることは、宗教的に好ましくない行為とみなされていました。

パチオリは、商人に、帳簿には十字架を付し、神の名を記すように助言しました。彼は、法の許す範囲内で、商人が適正な利益を追求することは正当な行為であり、その正当性を複式簿記（記帳）によって明らかにすることは、神の赦しを得るための神への告白であると考えたのです。また、十字架を付することで、商人の心の中に潜む悪意も逃げ出すという意味もあったようです。

複式簿記が普及した理由

記帳方法の一つである複式簿記が、中世ヨーロッパにおいて、商人のみならず教師や学者などの知識層にまで広く普及したのはなぜでしょうか。

1. 自分の間違いをチェックできる

複式簿記の最大の利点は試算表にあるといわれています。借方と貸方が一致していることを確かめることで、商人は自分の帳簿の間違いをチェックすることができたのです。

2. 取引を漏れなく記録できる

普及した理由の2つ目は、複式簿記の理路整然とした仕組みによって、取引を漏れなく記録できたことです。

また、毎日、適切に理路整然と記帳することが、商売に対する誠実さを表すことになり、このことが、数ある記帳方法の中で、複式簿記が「良い簿記」として「複式簿記を使う=道徳的に正当な仕事をしている」と認識され、広く普及する要因になったようです。

3. 若者の精神を鍛え、創造力をつけさせる

『イタリア式簿記の完全体系』(1751年)の著者ジョン・メイヤーは、「複式簿記の技術は、美しく、興味深いものである。若者の



精神を鍛える手段として最適であり、機知と創造力を身につける良い訓練になるだろう。さらに、ものごとを深く正確に考えられるようになるだろう」と記しています。

「複式簿記 = 良い簿記」という認識が広がり、複式簿記を学ぶことが、若者の知識を高め、品性を磨き、自己の人格形成につながるという考え方が広まったことも、複式簿記の普及につながったといわれています。

4. 商品ごと、事業ごとの利益が算出できる

複式簿記が、単式簿記より優れていたのは、商品ごと、事業ごとの利益を算出できることにありました。

「複式簿記によれば、商品ごとの損益がわかるだけでなく、商売の中で注力すべきところとそうでないところを判断できる。これは商人に不可欠なことで、これがないと商売は勘と経験のみに頼らざるを得なくなる」(『会計士の託宣』1777年、ウォードハフ・トンプソン著)。

今日においても、勘と経験だけに頼る経営から脱皮するためには、複式簿記による記帳と、その結果、算出された数字を経営に活かすことが王道といえます。

【参考図書】

『バランスシートで読みとく世界経済史』(ジェーン・グリーソン・ホワイト著、川添節子訳、日経BP社刊)

その支払いは 「外注費」で大丈夫?

個人事業主に仕事を請け負ってもらうといったことがあります、これを請負契約による「外注費」として処理していくても、ケースによっては税務調査で「給与」と指摘されてしまうことがあるので注意が必要です。

外注費と給与の取扱いの相違点

業務委託契約（請負契約）による外注費も、雇用契約による給与とともに経費（損金）として処理しますが、図表1のような相違点があります。



図表1 外注費と給与の取扱いの違い

外注費	<ul style="list-style-type: none"> 原則的に源泉徴収義務はない（所得税法に規定される「報酬・料金等」に該当する場合は源泉徴収が必要）。 消費税の仕入税額控除の対象となる。 社会保険の加入義務がなく保険料の負担がない。
給与	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得としての源泉徴収が必要。 消費税の仕入税額控除の対象にならない。 契約元が法人であれば、社会保険への加入義務があり、保険料負担が発生する。

外注費か給与かは実態で判断される！

業務委託契約によるものはすべて外注費と認められるかというと、そうではありません。税務調査では、実態で判断されますので注意が必要です。

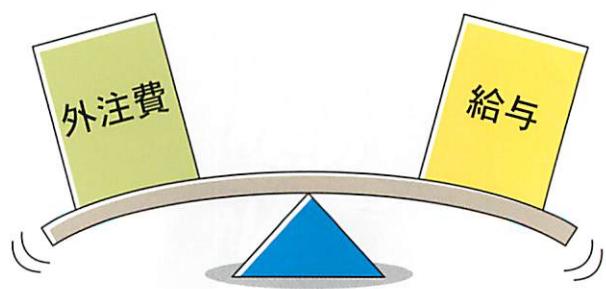
〔A工務店のケース〕

A工務店は、元社員で独立したBさん（個人事業主）と業務委託契約を結んで先々月から仕事をしてもらっています。顧問税理士から次のような指摘がありました。

税理士：Bさんは毎月30万円ずつ支払われていますが、Bさんはどのような契約になっていますか。

社長：社員時代、Bさんは確かな仕事をして

くれていましたので、独立後も業務委託契約を結んで仕事をしてもらっています。契約期間は1年で更新が可能です。請負金額は年間360万円で12か月の均等支払いとされています。



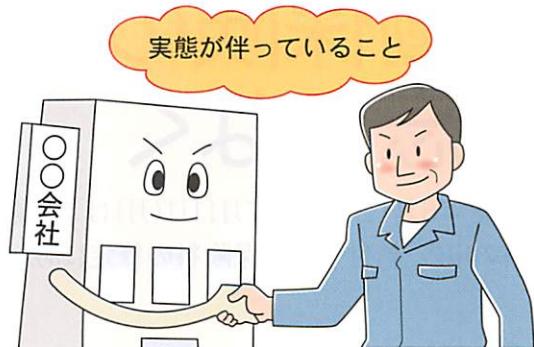
交通費等の諸経費については、一旦Bさんに立て替えてもらって毎月精算しています。

税理士：これらを外注費として処理されていますね。

社長：そうしています。業務委託契約に基づいて支払っているので問題はないと思いますが…。

税理士：外注費とすることは問題がありそうです。業務委託契約を結んでいるとしても、この場合はBさんへの給与と見られかねません。

というのも、退職前と類似の仕事をしてもらっていること、毎月30万円と定額の支払であり委託した仕事の内容が特定されていないこと、また本来Bさんが負担すべき諸費用を当社が負担していることなどから、雇用契約と判断される可能性が高いといえます。給与として認定されれば、所得



税の源泉徴収（注）も必要になります。また消費税の仕入税額控除の対象にはなりません。

社長：そうですか…。それでは、毎月定額の支払いや諸経費の当社負担などの契約内容を見直すことにします。

税理士：Bさんは独立した事業者ですから、以下の「判断ポイント」に抵触しない実態が伴わなければなりません。

（注）扶養控除等申告書の提出がないと所得税の税率の高い「乙欄」での源泉徴収となります。



外注費になるか給与になるかの判断ポイント

以下のような事項に該当する場合は、外注費ではなく給与と判断される可能性が高くなります。十分注意しましょう。

①当社は外注先に対して、他社の仕事を請け負うことを制限している。

※あるいは外注先が当社以外の仕事を受ける際は、当社の承諾を必要としている。

②外注先が負担すべき交通費等の諸費用を当社が負担している。

③外注先に対して、仕事の進め方・内容について具体的な指示・命令等を行っている。

※当社がスケジュールを作成し、勤務時間や勤務場所を指定しているなどは誤解を招く。

④仕事に必要な道具や材料を当社が支給している。

⑤請負報酬について外注先は自ら計算せず、かつ請求書を発行していない。

※外注先への請負報酬を時給や月給等の時間単位で計算するような場合は、給与とみなされるおそれがある。残業手当や賞与等に類似した支払いも問題になる。

⑥外注先が当社の退職者で在職中と同じような業務をしている。

⑦損害賠償規定が契約書に盛り込まれていない。

※雇用契約であれば、原則的には損害賠償規定は盛り込まれない。



労働保険の年度更新をお忘れなく

平成28年6月1日(水)～7月11日(月)は、労働保険(雇用保険・労災保険)の年度更新(労働保険料の申告・納付)です。保険料の算定にあたっては、賃金の漏れやミスがないよう注意しましょう。

年度更新の手続きの流れ

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を保険年度として、年度中に支払われた賃金総額に、その事業ごとの保険料率を乗じて計算します。

労働保険の年度更新では、その年度の保険料を概算で納付(概算保険料の申告・納付)して、年度末に賃金総額が確定した後に計算した確定保険料を翌年度の年度更新時に申告・納付することで差額を精算するとともに、新年度の概算保険料を申告・納付します。(図表1)

新年度の概算保険料は、前年度と比較して特に大きな変動がない限り、前年度の賃金総額をそのまま新年度の賃金総額の見込額として計算します。

なお、概算保険料が40万円以上の場合などは、3回に分割して納付(7/10、10/31、1/31)。



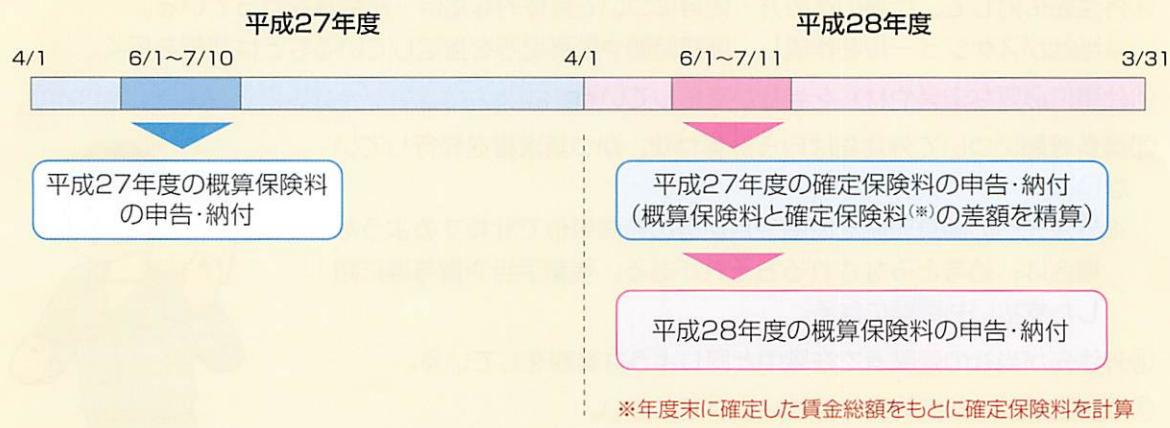
土日祝日等の場合は翌日) することができます。

注意点①

計算対象となる賃金総額

労働保険料を算定する基礎になる給与のこととを賃金といい、計算対象となる賃金総額(税金・社会保険料等の控除前の支給総額)には、基本給、賞与、各種手当のほか、通勤定期券

図表1 労働保険の年度更新のイメージ



(注意)石綿健康被害救済法に基づき、労災保険適用の全事業主を対象に石綿健康被害救済のための「一般拠出金」(一般拠出金率0.002%)の申告・納付が必要です。労働保険料(確定保険料)と併せて行います。

などが含まれます。ただし、退職金、災害見舞金、出張旅費（実費弁償的なもの）などは含まれません。

労働保険料算定の対象となる賃金

対象になる賃金	基本給（臨時、日雇、アルバイト等の賃金を含む）、残業手当、家族手当、役職手当、技能手当、通勤手当、通勤定期券、賞与など
対象にならない賃金	休業補償金、退職金、結婚祝金、災害見舞金、死亡弔慰金、制服、出張旅費など

注意点②

計算対象となる従業員の範囲

労災保険については、全従業員の賃金が保険料の計算対象となります。雇用保険については、要件を満たしていない短期アルバイトなどは計算対象から除かれます。

①労災保険料の計算対象は全従業員

常用、パート・アルバイト、日雇労働者など名称や雇用形態に関係なく、全従業員が対象です。

②雇用保険料の計算対象とならない従業員

次のような従業員等は、雇用保険料の計算対象から除かれます。

- 1週間の所定労働時間が20時間未満であり、かつ、雇用見込みが31日未満の者
- 学生アルバイト
- 65歳以上で新たに雇用される者
- 4か月以内の期間を定めて雇用される季節労働者
- 1週間の労働時間が30時間未満の季節雇用者

※TKCのPX2を利用されている場合は、賃金と従業員の範囲の設定を行えば、自動集計されます。

トレンド

労働基準法改正は平成29年以降に延期の見通し

平成28年第190国会にて成立の見込みと言われていた「有給休暇の規定の改正」を含む「労働基準法等の一部を改正する法律案」は、その成立が先送りされています（平成28年4月1日時点）。

なお、安倍総理が、長時間労働是正のため

に、労働基準法36条に基づく労使協定（36協定）や労働時間の上限設定について、来年の通常国会（平成29年1月）以降を目指に必要な法改正を行うと表明しており、労働基準法の改正は、平成29年1月以降になる見通しのようです。



平成28年度の雇用保険料率が引き下げられました

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率が次のように引き下げられます。

- ①失業等給付の保険料率を労働者負担・事業主負担とも0.1%ずつ引下げ
- ②雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）を0.05%ずつ引下げ

この改正によって、「一般の事業」の場合の雇用保険料率は、次のようになります。

	①労働者負担	②事業主負担	雇用保険料率（①+②）
平成27年度	0.5%	0.85%	1.35%
平成28年度	0.4%	0.7%	1.1%

※詳細は、厚生労働省HP「平成28年度の雇用保険料率」パンフレットで確認することができます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-jouhou-11600000-shokugyouanteikyoku/0000119421.pdf>

猫ブームが到来!

メディア、写真や動画サイトなどで猫が人気!
ネコノミクス(猫の経済効果)は2兆円超え!?



SNSサイト(フェイスブックやインスタグラム、ユーチューブなど)が火付け役!?

ブームのきっかけは、SNSサイトで、かわいらしさの表情やしぐさを見せる猫の写真や動画がアップされ、「かわいい。癒される」など、その姿に魅了された人が急増したことにあるようです。メディアでも、猫を使ったCMは、ここ1年で1.5倍に増え、映画も「猫なんか呼んでもこない」「世界から猫が消えたなら」をはじめ、今年は猫モノが多く公開されます。スマホゲームでも「ねこあつめ」「白猫プロジェクト」などが人気です。

書店では、猫の写真集や専門誌(「猫ぐらし」「猫びより」等)が並び、2,000冊の猫本を揃えた専門コーナーを設けた町の小さな書店は、売上が倍増し、全国から猫ファンが集まる聖地になっています。赤字に悩む地方鉄道では、猫の駅長が全国から客を集めました。身近なところでも猫をモチーフにした雑貨などが人気を集めています。いまやネコノミクスは、2015年の1年間で2兆3,000億円ともいわれています。



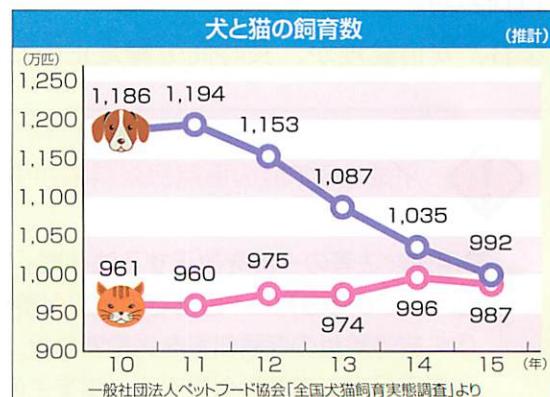
ペット人気は、飼い犬から飼い猫にシフト

最新の統計(2015年10月時点)では、犬と猫の飼育数は、犬が約992万匹、猫が987万匹とされ、犬は2010年(1,186万匹)から5年間で16%も減少したのに対して、猫は2010年(961万匹)から2.7%増加しており、わずかですが増加傾向にあります。

犬人気の減少には、3世代世帯や夫婦と子供のみの世帯が減り、一人暮らしや夫婦のみの世帯やシニア層の増加などの社会構造の変化が主な原因といわれています。

日中、家を空けている世帯では、散歩が必要な犬よりも、一日の3分の2は寝ている猫のほうが飼いやすく、飼育費用も犬ほどは掛からないといったことがあります。

犬に代わって猫が日本のペットの王座に就く日もそう遠くはないでしょう。



【今月のことば】 バッド・インフォメーション(自社に都合の悪い情報)こそ経営の宝 樋口廣太郎(元アサヒビール会長)

樋口氏は、住友銀行副頭取を務めたあと、アサヒビール社長に就任。アサヒスーパードライを大ヒットさせる。「いい数字はありがたく聞くけど、要するにそれだけのこと。異常値をどう発見するか、異常値がどうやって吸い上がって来るかが、一つのポイントになります。企業が常に健康であるためには、健康診断が必要です。診断には、バッド・インフォメーション(自社にとって悪い情報)を途中で消音することなく集音する装置を持たなければいけない」